

水道管の凍結防止対策について

夜の冷え込みには気をつけましょう

気温がマイナス4℃以下になると、防寒の不完全な水道管は凍ったり、破裂したりします。早めに冬支度しましょう。特に

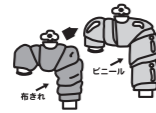
- 水道管がむき出しになっているところ
 - 水道管が北側にあるところ
 - 風当たりの強いところ
- にある水道管は要注意です。

凍結を防止する対策

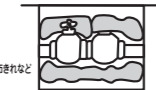
①露出している配管に保温材（発砲スチロールやポリエチレン筒。ホームセンターにあります）を巻きます。蛇口が破裂しやすいので、上まで完全に包んで下さい。



②手近なものとして毛布、布があります。それを当てて、その上からビニールなどを巻き、保温材がぬれないようにしましょう。



③メーターボックスの中に使い古しの毛布や布切れ、発砲スチロールなどを入れ、保温して下さい。



- ④給湯器に直接風が当たらないようにしましょう。
- ⑤床下通気口を閉じましょう。
- ⑥水洗トイレの暖房便座の電源を入れておきましょう。

水道管が破裂したとき

まず、止水栓を開けて水を止めます。そして、破裂した部分に布テープを巻きつける応急手当をしてから、水道工事指定店へ修理をお申し込み下さい。

水道が凍って出ないとき

タオルをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて下さい。熱湯をかけると破裂やひび割れることがありますので、絶対にやめてください。



■お問い合わせ先／役場水道課
電話52-2676 情報20-4282

野焼きなどの焼却行為については法律で禁止されています。

- 環境問題が取りざたされる中、屋外でゴミを焼却する「野焼き」は、例外を除き禁止されています。
- 家庭ゴミは野焼きをせず、町のごみ収集日（燃えるごみ）に出して下さい。

屋外でゴミを焼却する「野焼き」は、「洗濯物に臭いがついて困る」、「悪臭により気分が悪くなった」、「煙が部屋に入る」、「近所で草木を燃やして煙い」、など近所の方とのトラブルや、不完全燃焼による有害物質を発生させる原因にもなります。

野焼きの例外として認められる場合

- ①農家が行う畦畔の雑草刈り後の焼却（けた焼き）
- ②「とんどさん」などの風俗習慣や宗教上の行為
- ③たき火やキャンプファイヤーなどの軽微なもの

上記の野焼きをする場合に守ること

- ・周辺地域の生活環境や付近に暮らす方々に十分配慮すること
 - ・近くの消防署に届け出ること
 - *これは、火災と間違えて通報されてもすぐに行方者と連絡がとれるように、前もって届け出てもらうものです。
- 届け先は、奥出雲消防署
(電話54-2166、情報35-2166) になります。

(お問い合わせ先)

役場環境政策室 電話 54-2540 情報 31-5107



島根県 誰でもくすべの方へ

保証しましょう! 最低賃金

664円

島根県労働基準監督署 652-0111 12月1日

【有効日】平成26年11月9日

島根県労働基準監督署 652-0111 12月1日

詳しくは
島根県ナースセンター
(0852)2718510
までお問い合わせください

看護分野への再就職
ぜひご相談ください
移動ナースバンク雲南

看護職、看護職員の方の相談会を次のとおり開催します

【相談日】
平成二十五年十二月十一日(水)
平成二十六年一月八日(水)
平成二十六年二月十二日(水)
平成二十六年三月十二日(水)

【相談時間】
午後一時から午後四時

【会場】ハローワーク雲南



人権イメージキャラクター
人 KENまる君

人権週間が始まります

12月4日～10日



人権イメージキャラクター
人 KENあゆみちゃん

昭和23年12月10日国際連合総会で世界人権宣言が採択されて以来、国連ではこれを記念して、毎年12月10日を「人権デー」と定めています。わが国ではこの日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、広く住民の方々に向けて人権尊重のための啓発活動を行うこととしています。

私たち一人ひとりが人権を尊重することの大切さを正しく認識し、明るく豊かな住みよい社会をつくりましょう。 期間中奥出雲町においても様々な活動を予定しています。

◆啓発活動重点目標◆

みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

特設人権相談所を開設します

これは人権問題ではないかと感じたこと、悩みごとや困りごとの相談に人権擁護委員が応じます。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

【日時】平成25年12月5日(木) 午前10時～午後1時
【会場】カルチャープラザ仁多
横田コミュニティセンター

【お問い合わせ先】町民課町民戸籍グループ 有線：31-5105 / 電話：54-2510

県内就職を目指す看護学生さんへの 修学資金貸与制度第2次募集です

【看護師特別資金】

- 対象
県外の看護師養成施設の最終学年又は最終学年の1学年前の学年に在学している看護学生の方
- 募集人数
30名
- 貸与額
年額60万円
(一括交付)

【助産師特別資金】

- 対象
助産師養成施設の最終学年に在学している看護学生の方
- 募集人数
5名
- 貸与額
年額120万円
(一括交付)

※いずれも貸与申請受付期限は、平成26年1月15日(水) (当日消印有効)です。

※【看護師特別資金】【助産師特別資金】とも一定の要件を満たせば、返還が免除されます。
※詳細は、島根県看護職情報ネット(<http://www.shima-kango.net/>)に掲載している募集要項をご確認ください。

～お問い合わせ先～

島根県健康福祉部医療政策課
看護職員確保グループ TEL:0852-22-6277

住生活総合調査に ご協力ください

国土交通省では、都道府県・市町村の協力のもとに、12月1日、全国各地において「平成25年住生活総合調査」を行うこととしています。

この調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査するもので、5年ごとに実施するものです。

全国で約92,000世帯を対象に行いますが、島根県内では約1,800世帯に調査をお願いすることとなっています。

調査をお願いする皆様にはお手数をおかけすることとなりますが、11月下旬から調査員が調査票を持って、対象となった世帯を訪問いたしますので、ご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

役場企画財政課 企画財政グループ
有線：31-5241 電話：54-2522